

「忘れられる権利」の位置付けに関する一考察

村 田 健 介

第1章 問題の所在

1 本稿の検討対象 — 「忘れられる権利」と我が国の既存の法制度・法理との関係性の整理

情報は、一度公になれば、性質上あちこちに拡散していくものであるが、デジタル化やインターネットの発達に伴い、その拡散速度も、拡散範囲も、飛躍的に拡大した。そして、当該情報は、サーバーから消去されないかぎり、半永久的にウェブ上に残り続けることになるため、再拡散することもあり得る。拡散の可能性は、検索エンジンの発達により、ますます高まっている。このような事象は、各人の自己に関する情報であっても変わるところはない。

このような現象は、各人の情報へのアクセスを極めて容易にするというメリットをもたらした一方、デメリットをももたらした。自己に関する（場合によっては社会通念上好ましくない）情報が、瞬くスピードで世界中に広まり、そしてウェブ上に残り続け、しばしば検索エンジン等を介して、晒され続けてしまうという問題である。

この現象に対処するために、近時主張されているのが、EU法の影響を受けた、「忘れられる権利」という概念である⁽¹⁾。もっとも、実際のところ、

(1) 我が国における「忘れられる権利」に関する先行研究としては、伊藤英一「情報社会と忘却権 — 忘れることを忘れたネット上の記憶」法学研究84巻6号（2011年）161頁、杉谷眞「忘れてもらう権利 — 人間の『愚かさ』の上に築く権利 —」Law&Practice 7号（2013年）153頁、宮下紘「忘れられる権利をめぐる攻防」比較法雑誌47巻4号（2014年）29頁、上机美穂「忘れられる権利とプライバシー」札幌法学25巻2号（2014年）59頁、今岡直子「『忘れられる権利』をめぐる動向」調査と情報854号（2015年）1頁、石井夏生利「『忘れられる権利』をめぐる論議の意義」情報管理58巻4号（2015年）271頁、羽賀

一度他人の記憶に定着した情報について、それを無理やり忘れさせることはできない。この点は、従来から問題とされている、インターネットを介さない名誉毀損やプライバシー侵害の場合と同様である。また、名誉毀損の場合については、謝罪広告の掲載が求められることがあるが、社会的評価を低下させる情報が情報の受け手からにわかに消滅するわけではないし、謝罪広告をどう受け取るかは、最終的には受け手の判断に委ねられる。そこで、少なくとも今日における「忘れられる権利」は、これ以上情報が拡散し、人々の目に触れることを防ぎ、人々が早く忘れてくれるような措置を求める権利であるにとどまる。それでもなお、この権利にスポットが当てられているのは、上述した、情報の拡散速度とその範囲、そして拡散の仕方による。情報が全て有体物—通常は紙—媒体を通して伝播していた時代であれば（情報の受け手の内心を除けば）ともかく、デジタル化・インターネットの発達が進み、検索エンジンやニュースサイトによる情報拡散の可能性が飛躍的に高まった現代において、この世の中から、当該情報を全て抹消することは事実上不可能である。そこで、情報発信源であるウェブページからの情報の消去はもとより、検索エンジンに対しても、当該情報を消去や検索結果からの消去を要求したい。少なくとも今日においては、「忘れられる権利」は、そのような要求を根拠付けるために主張されている側面が強い。

では、この意味における「忘れられる権利」を無条件に認めることができるかという点、もちろん、事情はそう単純ではない。上記のような要求を全面的に受け入れると、公衆の情報アクセスが事実上遮断されることになりかねないし、当該情報を用いた表現に制約が加わることになり、表現の自由が制限される。また、各人が他人に「忘れて欲しい」情報がどんどん消去され

由利子「国際私法から見る『忘れられる権利』」金沢法学58巻1号（2015年）61頁、奥田喜道編『ネット社会と忘れられる権利 個人データ削除の裁判例とその法理』（現代人文社・2015年）所収の各論稿および山口いつ子「EU法における『忘れられる権利』と検索エンジン事業者の個人データ削除義務—グーグルスペイン社事件 EU 司法裁判所2014年5月13日先決裁定を手掛かりにして」堀部政男編『情報通信法制の論上分析（別冊NBL153号）』（商事法務・2015年）等がある。

ていくならば、情報収集をいくら行っても真実に到達することは困難となる。各人に関する情報であっても、それが歴史的意義をもつ場合には、後世に当該情報を引き継ぐことに意義があるが、それも妨げられることになりかねない。したがって、「忘れられる権利」を認め得るとしても、この権利がどのような場合であれば認められるのが問題となる。もっとも、この問題については、我が国においては、「忘れられる権利」が問題になる前から、名誉毀損・プライバシー侵害に関する法理の下で、一定の場合には情報の消去が認められてきた。また、個人情報保護法制も徐々に整備されてきたところである。そこで、「忘れられる権利」と、我が国において従来展開されてきた、名誉毀損・プライバシー侵害に関する法理や、個人情報保護法制との関係がどのように整理されるのか、言い換えれば、我が国においては、これらの法理・法制の範囲内での問題に消化される概念なのか、それを越えた（越え得る）概念なのかを整理することは、我が国における「忘れられる権利」概念の要否および（もし存在意義があると考えた場合の）射程を検討するにあたって有意義ではないかと考えられる。

そこで、本稿においては、「忘れられる権利」をめぐる様々な問題群のうち、上の点について検討を加えるが、筆者の能力の問題もあり、対立利益との具体的な調整の問題については扱わないこととする。もちろん、「忘れられる権利」が最終的に認められるか否かを決するにあたっては、この問題を論じなければならない。しかし、対立利益との具体的な調整の問題に先立って、そもそも「忘れられる権利」があらゆる情報、あらゆる状況を対象とし得るのか否かを整理することは、「忘れられる権利」の限界を考えるにあたって必要なことであろう。そこで、本稿においては、後者の点に絞って検討することとする。具体的には、「忘れられる権利」が、「一応」認められ得る情報の範囲および認められ得る状況は、「忘れられる権利」を正当化する根拠が何かによって変わり得ると考えられるところ、この正当化根拠を検討する。それを踏まえて、我が国の判例・裁判例で問題となった事件や学説および法制を検討し、我が国において、「忘れられる権利」概念が、既存の法理・法

制を越えた意味をもち得るのかを検討することとする。

2 比較検討対象としてのフランス法・EU法

本稿では、我が国における「忘れられる権利」の方向性を検討するにあたり、EU法のみならず、フランス法をも比較検討対象とする。これは、筆者の能力に起因するところも大きいですが、EU法における「忘れられる権利」が、フランス法において議論されてきた« droit à l'oubli »を基としているとされることから、フランス法には「忘れられる権利」の評価について十分な議論が蓄積されていると考えられるからである⁽²⁾。

第2章 フランス法における「忘れられる権利」

1 フランス法における「忘れられる権利」の沿革

フランス法における忘れられる権利の起源は、1944年5月6日のオルドナンス⁽³⁾により改正された、プレスに関する1881年7月29日の法律⁽⁴⁾35条3項b号・c号⁽⁵⁾であるとされる⁽⁶⁾。これにより、「非難(imputation)が、10年以上前に遡る事実を参照してなされる場合」や「非難が、大赦を受けた若しくは時効にかかった犯罪を構成する事実又は復権若しくは再審によって取り消された有罪判決に至らしめた事実を参照してなされる場合」には、摘示事実の真实性による免責を認めないことになった。10年経過した以上は、

(2) フランスにおける« droit à l'oubli »に関する議論を紹介した我が国の文献としては、石川裕一郎「フランスの『忘れられる権利』」奥田編・前掲注(1)がある。また北村一郎「私生活の尊重を求める権利—フランスにおける〈人の法—権利〉の復権」同編『現代ヨーロッパ法の展望』(東京大学出版会・1998年)242頁も参照。

(3) Ordonnance du 6 mai 1944.

(4) Loi du 29 juillet 1881 sur la liberté de la presse.

(5) なお、b号は、憲法院により1789年の人権宣言11条に反すると判断され(n° 2011-131 QPC du 20 mai 2011, JORF n° 0118 du 21 mai 2011, p. 8890)、当該決定により2011年5月21日に廃止されている。c号も同様に、2013年6月7日憲法院決定により廃止されている(n° 2013-319 QPC du 7 juin 2013, JORF n° 0132 du 9 juin 2013, p. 9632)。

(6) 同条文に「忘れられる権利」の表出をみるものとして、Agathe Lepage, Droit à l'oubli : une jurisprudence tâtonnante, *D.* 2001. 2079.

社会が過去の事実に基づいて非難を加えることを認めないというわけである。

もっとも、同法は、「droit à l'oubli」という語を用いているわけではない。「Droit à l'oubli」という語が語られるようになったのは、「沈黙の時効 (Prescription de silence)」に言及した1965年10月14日のセヌ大審裁判所判決⁽⁷⁾についての Lyon-Caen の注釈であるとされる。次いで、1983年4月20日のパリ大審裁判所判決⁽⁸⁾においても、「忘れられる権利」に言及がされている。同判決によると、「公的な出来事に関わったあらゆる者は、時の経過によって、忘れられる権利を主張することができる。当該出来事や、同人が当該出来事において果たした役割を想起させることは、それが歴史的な必要性に基礎づけられているものでない場合や、同人の感受性を傷つけ得るものである場合には正統なものではない。この忘れられる権利は、ジャーナリストも含め、万人に対して認められるものであると同時に、『社会に対する借りを返し』社会復帰しようとしている元受刑者も含め、万人に認められるものである。」として、10年以上前の前科を週刊誌で暴かれた者について、「忘れられる権利」の侵害を認定したうえ、損害賠償請求を認めた。

このように、フランス法においては、デジタル化が進み、インターネットの普及前から、「忘れられる権利」が語られていた。そのため、デジタル化が進み、インターネットの普及した今日において、特にデジタルの世界において「忘れられる権利」を語る際には、「デジタルにおいて忘れられる権利 (droit à l'oubli numérique)」という表現がしばしば用いられる。

2 フランス法における「忘れられる権利」の法的基礎

1で一瞥したように、フランス法における「忘れられる権利」の歴史は、デジタル化の進展・インターネットの普及前に遡る。それから今日に至るまで、「忘れられる権利」については、(それぞれが相容れないものと把握され

(7) TGI Seine, 14 octobre 1965, *JCP* 1996. II. 14482, obs. Gérard Lyon-Caen.

(8) TGI Paris, 20 avril 1983, *JCP* 1985. II. 20434, obs. Raymond Lindon.

ているわけではないが) いくつかの法的基礎が提示されてきた。

(1) 消滅時効

上述のフランス法における「忘れられる権利」の沿革もあり、当初から、「忘れられる権利」の実質的な基礎をなすと考えられてきたものが、消滅時効 (*prescription extinctive*) である⁽⁹⁾。すなわち、一定の事実又は行為を、時の経過をもって法的な記憶から消去するというのが消滅時効であり、「忘れられる権利」は、時の経過に着目する点で、消滅時効と共通するという。

(2) 民法典9条⁽¹⁰⁾

しかし、消滅時効制度は、「忘れられる権利」の直接の根拠というよりは、法が忘却を正当化し得ることの表れとして指摘されている。実際のところ、フランス法において、「忘れられる権利」の実質的な基礎として援用されてきたのは、市民の個人的権利の保障の強化を図るための1970年7月17日の法律70-643号による改正後の民法典9条である。民法典9条によると、「各人は、自らの私生活の尊重を求める権利 (*droit au respect de sa vie privée*) を有する」。この私生活の尊重のために認められるのが、「忘れられる権利」であるという。実際、「忘れられる権利」は、私生活の尊重の一側面にすぎないという指摘もされるところである⁽¹¹⁾。

もっとも、「私生活」について民法典9条は定義を置いていない。そのため、検討の対象を私人に関する情報に限ってみても、①一度適法に公表された情報であっても「私生活」には含まれ得るのか、②①について、仮に「私生活」に含まれ得る場合があり得るとしても、自身が公表した情報であっても「私

(9) V. Maryline Boizard (responsable), *Le droit à l'oubli*, rapport, 2015, p. 28.

(10) 我が国においても、北村・前掲注(2)、皆川治廣『プライバシー権の保護と限界論—フランス法研究』(北樹出版・2000年)、大村敦志『学術としての民法I 20世紀フランス民法学から』(東京大学出版会・2009年) 121頁以下等、フランス民法典9条に関する研究は多数みられる。特に本稿との関係では、内野正幸「プライバシー権についての控えめな考察」公法研究58号(1996年) 80頁も参照。

(11) Lepage, *op. cit.*

生活」に含まれる場合があるのかが問題となる。というのは、もしこれらの場合には、当該情報は「私生活」を構成しないと考えるのであれば、当該情報を「忘れられる権利」の実質的根拠が欠けるという評価がなされ得るからである。これについては、破毀院は、①の場合について、1990年11月20日の第1民事部判決⁽¹²⁾において、一方で、法廷における弁論の記録が地方紙に掲載されたことによって、ある者の私生活に関わる事実が公になった場合について、適法に公表された事実は、「私生活の埒外にある」とした。一方で、破毀院は、②の場合について2000年5月30日の第1民事部判決⁽¹³⁾において、「本人が過去に情報を公表したことは、当該情報の発行を正当化し得るものではない」として、本人が過去に公表した情報について第三者が当該情報を公開することが、私生活を侵害し得ることを認めた。もっとも、下級審裁判例まで含めて検討したときには、裁判例を整合的に説明し得る基準を見出すことは困難であるとされているが、整理を試みた学説によれば、事実が、公的なものとみなされるに十分なほどに公表された場合には、再公表はもはや私生活を構成しない。これに対して、事実が、かつて本人によって公開されていただけである場合には、この事情は考慮されず、再公表は私生活に対する侵害を構成する⁽¹⁴⁾。この分析に従えば、判例・裁判例は、上の①については、場合によっては「私生活」に含まれる場合がある、上の②については、自らが公表した場合であっても「私生活」に含まれる場合があるということになる。

(12) Cass. 1re civ., 20 novembre 1990, *JCP* 1992. II. 21908, note Jacques. Ravanas.

(13) Cass. 1re civ., 30 mai 2000. *D.* 2001, Somm. 1989, obs. Laure Marino.

(14) Théo Hassler, *Droits de la personnalité : rediffusion et droit à l'oubli*, *D.* 2007. 2829.
 なお、これらの点に関しては、北村・前掲注(2)239頁以下において、下級者も含めた裁判例の詳細な整理がなされている。また、皆川・前掲注(0)98頁以下も参照。

(3) 1995年10月24日の欧州指令及び2004年8月6日の法律

1) 1995年10月24日の欧州指令⁽¹⁵⁾

欧州における個人データ (donnée à caractère personnel) の取扱いに関する統一的なルール制定の要請を受けて、1995年、個人データの取扱いにかかる自然人の保護及び個人データの自由移動に関する1995年10月24日の欧州議会及び評議会指令95/46⁽¹⁶⁾(以下「1995年指令」という。)が制定された。指令自体はEU加盟国において直接の法的効力を有するものではないが、加盟国において国内法化することが義務付けられている。フランスにおいても、後述のように2004年に1995年指令が国内法化されているが、その前提をなす1995年指令につき、本稿に関する限りでその内容を確認しておく。

第6条

1. 加盟国は、個人データが以下の条件を充たすべきことを確保するものとする。

- a) 公正かつ適法に取り扱われる (traité) こと。
- b) 特定され、明確でかつ正統な目的のために収集され、この目的に適合しない方法において取り扱われることのないこと。歴史、統計又は科学目的のためにデータを後に取り扱うことは、加盟国が適切な保護を規定している限り、目的に適合しないものとはみなされない。
- c) 適切、妥当であり、かつ、当該データが収集された目的及び後に処理される目的に照らして過度でないこと。
- d) 正確であること。必要な場合には、最新の情報に更新されること。データが収集された目的又は後に処理される目的に照らして不正確な又は不完全なデータが消去又は修正されるよう、あらゆる合理的な手段が講じられなけ

(15) EUにおける個人データの取扱いを紹介・検討するものとしては、中西優美子「EUにおける個人データ保護権と『忘れられる権利』」奥田編・前掲注(1)がある。

(16) Directive 95/46/CE du Parlement européen et du Conseil, du 24 octobre 1995, relative à la protection des personnes physiques à l'égard du traitement des données à caractère personnel et à la libre circulation de ces données.

ればならない。

e) データが収集された目的又は後に処理される目的のために必要な期間を超過しない期間、データ主体の特定が可能な形式で保存されること。加盟国は、歴史、統計又は科学目的のために、個人データが上記期間を超えて保存されるのに適切な保障を規定するものとする。

2. 管理者は、第1項の遵守を確保するものとする。

第7条

加盟国は、個人データが以下のいずれかの要件を充たす場合にのみ処理されるよう規定するものとする。

- a) データ主体が明確に合意した場合。
- b) データ主体が当事者である契約の履行のために、又は、契約締結前に、データ主体の要請による段階的作業のためにデータの取扱いが必要な場合。
- c) 管理者が従うべき法的義務の尊重のために、データの取扱いが必要な場合。
- d) データ主体の生命に関する利益を保護するために、データの取扱いが必要な場合。
- e) 公益にかかる任務又は取扱管理者若しくはデータが伝達される第三者に付与された公的権限の行使にかかる業務のためにデータの取扱いが必要な場合。
- f) 管理者又はデータが伝達される第三者により追求される正統な利益の実現のためにデータの取扱いが必要である場合。ただし、第1条第1項によって保護が要求されるデータ主体の利益又は基本権及び自由が上記利益に優先する場合はこの限りでない。

第12条 アクセス権

加盟国は、あらゆるデータ主体に対して、取扱管理者から以下のことを得る権利を保障するものとする。

- a) (略)
- b) 場合によっては、とりわけ、データの不完全さ又は不正確さによって、その取扱いが本指令に適合していないところのデータの修正、消去又は封鎖

(verrouillage)。

c) 第b号に従って行われたあらゆる修正、消去又は封鎖を、データが伝達された第三者に通知すること。ただし、これが不可能又は過分の労力を伴うことが明らかになっていない場合に限る。

第13条 例外と制限

1. 加盟国は、以下のものを保護するために必要な場合には、第6条第1項、第10条、第11条第1項、第12条及び第21条に規定されている義務及び権利の範囲を制限する立法措置を講じることができる。

a) ～ f) (略)

g) データ主体の保護又は他者の権利及び自由の保護。

2. 加盟国は、データ主体の私生活に対する侵害に一切のリスクが存在しないことが明らかである場合において、データがもっぱら科学研究のために取り扱われるとき、又は統計の作成目的だけのために必要な期間を超過しない期間、個人データの形式において保管される場合には、立法措置によって、第12条に規定されている権利を制限することができる。ただし、とりわけ、特定人に関する措置又は決定のためにデータが用いられる場合を除外する等、適切な法的保障がなされる場合に限る。

第14条 データ主体の異議権

加盟国は、データ主体に対して、以下の権利を承認する。

a) 少なくとも第7条第c号及び第f号に規定されている場合において、データ主体の個別の状況に照らし、優先すべきかつ正統な理由をもって、自らに関するデータが取扱いの対象となることに対して、いつでも異議を申し立てる権利。ただし、国内法に、反対の規定がある場合はこの限りではない。異議が正当化される場合には、取扱管理者は、もはや、当該データを対象とする取扱いを実行することはできない。

b) 請求によってかつ無償で、取扱管理者が市場調査目的のために取り扱う予定である、自らに関する個人データの取扱いに異議を申し立てる権利、又は、個人データが最初に第三者に伝達される前に若しくは第三者の市場調査目的

のために使用される前に、通知を受ける権利、及び無償で上記の伝達又は使用に異議を申し立てる権利を明示的に与えられる権利。

加盟国は、データ主体が第b号第1文に規定されている権利の存在を知ることがを確保するために必要な措置を講じるものとする。

2) (2004年8月6日の法律による改正後の) 1978年1月6日の法律

今日では、1995年指令を国内法化した、個人データの扱いにかかる自然人の保護に関する2004年8月6日の法律⁽¹⁷⁾(情報処理、情報ファイル及び自由に関する1978年1月6日の法律78-17号⁽¹⁸⁾を改正するものであり、以下、単に「1978年法」としたうえ、1978年法の条文番号で引用する。)も、「忘れられる権利」の根拠として援用される。

すなわち、1978年法は、その2条2項において、個人データを「ある自然人に関する情報であって、識別番号又は同人に固有の一若しくは複数の要素を参照することによって直接に又は間接に特定され又は特定され得るもの全て」と定義したうえで、6条において、「以下の要件を充たす個人データのみが、取扱いの対象となり得る。…5 情報が収集され取り扱われる目的のため必要な期間を超過しない期間、データ主体の特定を可能にする形で当該情報が保持されること。」として、一定期間経過後は(他者に)情報の取扱いを認めないものとしている⁽¹⁹⁾。また、同法38条1項は、「あらゆる自然人は、正統な理由のために、自らの個人データが取扱いの対象となることに対して異議を申し立てる権利を有する。あらゆる自然人は、自らの個人データを、現在又は将来の取扱管理者が、調査、とりわけ市場調査目的において使用することに対して、無償で異議を申し立てる権利を有する。」とする。ここに

(17) Loi n° 2004-801 du 6 août 2004 relative à la protection des personnes physiques à l'égard des traitements de données à caractère personnel et modifiant la loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés.

(18) Loi n° 78-17 du 6 janvier 1978 relative à l'informatique, aux fichiers et aux libertés.

(19) 1978年法6条を根拠に「忘れられる権利」を認めるものとして、Guillaume Desgens-Padanau, *La protection des données à caractère personnel : La loi «Informatique et libertés»*, Paris, LexisNexis, 2012, n° 69, p. 39.

いう「正統な理由」とは、名誉毀損、尊厳の侵害や私生活の侵害をいうとされる⁽²⁰⁾。さらに、40条1項は、「自己の同一性を証明したあらゆる自然人は、自己に関する個人データが不正確であるとき、不完全であるとき、不明確であるとき、期限が切れたとき (périmé) 又は当該データの収集、使用、伝達若しくは保存が禁止されているときは、取扱管理者に対して、場合に応じて、訂正され、補完され、最新の情報に更新され、封鎖され、又は消去されるよう要求することができる。」とする。

これらの規定から、名誉毀損や私生活の侵害の場合のみならず、個人データが不正確になっている場合、不完全になっている場合、不明確になっている場合のほか、6条5項にいう「必要な期間」を経過した場合に、個人データの消去やアクセス制限を請求する権利が導き出される。このような論理によって、1978年法が、「忘れられる権利」の根拠になり得ると論じられている。

(4) 関連領域における「忘れられる権利」

以上は、個人データを「忘れられる権利」について援用される法的根拠であるが、フランスにおいて、「忘れられる権利」と類似の機能—自己に関わる情報の可能な限りでの消去—を果たす権利が一切認められていないのかということ、実はそうではない。知的所有権法典 L.121-4 条は、「著作者は、その著作物の発行後であっても、その利用権の譲渡にかかわらず、譲受人に対する修正 (repentir) 及び撤回 (retrait) の権利を享受する。ただし、この権利は、譲受人に対して、この修正及び撤回により生じる損害を事前に賠償しなければ行使できない。(以下略)」として、著作者に、一度公表した著作物の撤回を認めている。ここにいう撤回とは、条文が示す通り、あくまでも、著作者と譲受人との間の譲渡契約の効力を失わせることによって、以後譲受人が著作物を流通させられないようにするものに留まり、世の中にあるあらゆる複製物を回収できるというものではない。しかし、この点は、「忘

⁽²⁰⁾ Jean-Michel Bruguière et Bérengère Gleize, *Droit de la personnalité*, Paris, Ellipses, 2015, n° 129, p. 122.

れられる権利」と共通するものであって、比較対象の妨げとなるものではないと考えられる。実際、「忘れられる権利」の当否との関係において、知的所有権法典L.121-4条に言及するものもある⁽²¹⁾。また、「忘れられる権利」に言及はしないものの、同条を参照しつつ、私生活にかかる情報の利用に対する同意の撤回を、損害賠償と引き換えに認める見解がある⁽²²⁾ことは注目に値する。

(5) 検討

上述のように、フランス法においては、「忘れられる権利」は、消滅時効制度との結びつきを指摘されつつも、一般的には私生活の尊重に結び付けられてきた。ただし、留意する必要があるのは、「私生活」の範囲が明確に定義されているわけではないうえ、本人自身が過去に公開した情報であっても「私生活」に属し得る場合が認められていること、(これは日本法においても前科について指摘されるが)本人以外の者によって適法に公開された情報であっても、時の経過によって「私生活」に属し得る場合が認められていることである。一方で、これらの場合にも該当しない、いわば「公的生活」に関する情報については、民法典9条の問題とはならない。そうすると、「私生活」に含まれないと判断された情報については、民法典9条を根拠として「忘れられる権利」を認めることはできないことになる⁽²³⁾。一方で、1978年法は、それ自体として「私生活」か「公的生活」かを問題としているわけではなく、個人データの定義も、いずれに関する情報にもわたり得るものになっている。したがって、「忘れられる権利」は、公的生活に関する情報についても認められ得ることになる。

「忘れられる権利」がいかなる状況において認められるかについて、民法

(21) Laure Merland, *Le droit à l'oubli numérique*, <http://www.medias011.univ-cezanne.fr/index.php?id=7175>, vu le 7 février 2016.

(22) Frédéric Zénati-Castaing et Thierry Revet, *Manuel de droit des personnes*, Paris, PUF, 2006, n° 398, pp. 333-334, et n° 305, pp. 271-272.

(23) この旨を指摘するものとして、Boizard, *op. cit.*, p. 35.

典9条（とりわけ差止等請求を認める2項を含め）を根拠とするかぎりは、「私生活」が「侵害された」と評価できる場合ということになる。一方で、1978年法は、「正統な理由」がある場合の異議権や、「自己に関する個人データが不正確であるとき、不完全であるとき、不明確であるとき、期限が切れたとき又は当該データの収集、使用、伝達若しくは保存が禁止されているとき」の消去（等）権を認めている。1995年指令と比べると、消去が認められる場合はより広がっている。もっとも、関連領域である著作物に関する修正・撤回権と比べると、行使が認められる場合は限定的となっている。

3 欧州司法裁判所先決裁定とその後の展開

(1) 欧州司法裁判所2014年5月13日先決裁定⁽²⁴⁾

フランスにおいては、1995年指令を待たずに、消滅時効制度や民法典9条によって「忘れられる権利」の存在を正当化する議論が存在していたが、今日、1995年指令および1978年法が「忘れられる権利」の正当化根拠の1つになっていることは、既にみたとおりである。もっとも、1995年指令および1978年法自体は、「忘れられる権利」という権利を明文で承認しているわけではない。実際、EU内では、1995年指令が「忘れられる権利」を認めているのか、認めているとしていかなる情報についていかなる場合に認めているのかについて議論が戦わされていた。その中において、2014年5月13日、欧州司法裁判所は、この問題の一部について判断を示した。この判断は、スペインの事件についてのものではあるものの、1995年指令の解釈をめぐるものであって、1995年法を国内法化しているフランス法にも関わる。そこで、この先決裁定の内容と、従来のフランス法の考え方との異同につき、本稿の検討対象の範囲に限定しつつ、検討を加えることとしたい。

⁽²⁴⁾ CJUE, 13 mai 2014, c-131/12. なお、本先決裁定に関しては、我が国においても、中西優美子「GoogleとEUの『忘れられる権利（削除権）』自治研究90巻9号（2014年）96頁、石井夏生利「EU一般データ保護規則提案の動向(2)」NBL1029号（2014年）30頁、中村民雄「忘れられる権利事件」法時87巻5号（2015年）132頁、中西・前掲注(5)等の解説がある。また、本先決裁定を参照しつつ、「忘れられる権利」と対抗利益との調整について論じるものとして、山口・前掲注(1)がある。

1) 事案の概要⁽²⁵⁾

2010年3月5日、スペイン国籍で同国在住のXは、スペインのデータ保護期間 (AEPD) に対して申立てを行った。この申立ては以下のようなものであった。

すなわち、Google SearchにXの名前を入力して検索すると、Xの社会保険料の徴収のために差し押さえられた不動産が競売にかけられたことの公告が記載された、大手日刊紙La Vanguardiaの、1998年1月19日付のウェブページおよび1998年3月9日付のウェブページへのリンクが表示される。Xが自己の不動産を差し押さえられたのは事実であるが、それは数年前に完全に処理されたものであって、差し押さえについての記載はもはや適切さを欠く。したがって、AEPDは、第1に、La Vanguardiaに対して、このような個人情報が表示されないよう、これらのホームページの消去または修正をするよう命じるか、これらのデータの保護のために検索エンジンによって提供されるツールを用いるかするよう命じるべきである。第2に、アメリカ合衆国に本社を置くGoogle社およびその子会社であるGoogle Spain社に対して、これらのデータが検索結果やLa Vanguardiaへのリンクに表示されることがなくなるよう、Xの個人データを消去するか、アクセスできないようにするかするよう命じるべきである。

AEPDは、2010年7月30日の決定において、La Vanguardiaに対する命令の申立てについては斥けた。La Vanguardiaによる本件情報の公開は、労働・社会問題大臣の命令によるものであり、また、公売にあたってできるだけ多くの入札者を集めるために、最大限の宣伝をすることを目的としていたものであって、法的に正当化されるというのがその理由である。一方、Google社およびGoogle Spain社に対する命令の申立てについては、以下のような理由に基づいて、認容した。検索エンジンの経営者 (exploitant) は、データの取扱いを行っている管理者 (responsable) であり、また、情報社会における中間者 (intermédiaire) であることから、データ保護立法に従わなけ

⁽²⁵⁾ 先決裁定14～20段。

ればならない。AEPD は、検索エンジン経営者による（検索結果の）ローカライゼーションおよび拡散が、データの保護に関する基本権および、自己のデータを第三者に知られたくないという単純な意思をも包含する、広義における人間の尊厳を侵害し得ると考えた場合には、検索エンジン経営者に対して、データの撤回および一定のデータへのアクセス禁止を命じることができる。このことは、問題のデータや情報が掲載されているウェブページが消去されていない場合、とりわけ、当該ウェブページにおいて情報を掲載し続けることが法律の規定により正当化される場合であっても同様であって、これらの場合にも、検索エンジン経営者に対しては直接にこの義務を課すことができる。

Google 社および Google Spain 社は、この決定を不服として、それぞれ全国管区裁判所に提訴したところ、両訴訟が併合審理されることになった。全国管区裁判所は、この義務の内容および当否を明らかにするためには、1995年指令の解釈が問題になると考え、欧州司法裁判所に、①1995年指令の適用範囲に関わる4条1項の解釈、②検索エンジンが1995年指令2条の「個人データの取扱管理者」にあたるか否かの解釈、③1995年指令12条b号および14条1項a号に基づいて、AEPD が、検索エンジンに対して直接、検索結果の撤回を命じて良いか否かの解釈、④「忘れられる権利」に関して、1995年指令12条b号および14条1項a号に基づいて、データ主体に、消去請求権を認められるか否かの解釈、また、この解釈は、ウェブページ自体が適法に公開された場合においても同様かを、先決問題として付託した。

2) 判旨

欧州司法裁判所は、④の点につき、以下のように判示して、本件について、1995年指令12条および14条から、Xの権利を認め得るとの判断を下した。

- ① 1995年指令の規定は、基本的自由、とりわけ私生活に対する権利を侵害し得る態様における個人データの取扱いについて規律している。このような規定は、欧州司法裁判所がその尊重を確保し、EU基本権憲章において掲げられている法の一般原則の不可欠の部分となすところの基本権に照ら

して、解釈されなければならない⁽²⁶⁾。そこで、同憲章についてみれば、7条は、私生活の尊重を保障しており、8条は、個人データの保護に対する権利を明示的に宣言している。8条2項・3項は、個人データは、公正に、特定の目的のために、データ主体の同意又は法律に規定された他の正統な根拠に基づいて取り扱われなければならないこと、あらゆる人は自己に関して収集されたデータにアクセスする権利及び当該データを修正させる権利を有すること、これらの規律が尊重されるよう、独立機関がコントロールすべきことを定めている。これらの要請は、とりわけ、1995年指令6条・7条・12条・14条・28条によって果たされる⁽²⁷⁾。

- ② 1995年指令12条b号は、データの取扱いが、同指令に適合していない場合、とりわけ、データが不完全な又は不正確な場合に、当該データの修正、消去又は封鎖をさせる権利を、加盟国が全てのデータ主体に保障することとしている。同指令に適合していない場合に関して、同指令6条1項d号は、例示列举であって限定列举ではないことを示唆している。したがって、上記権利の発生要件である取扱いの不適合性は、同指令により課された他の正当性要件の不遵守によっても認められ得る⁽²⁸⁾。
- ③ 個人データのあらゆる取扱いは、1995年指令13条によって認められる適用除外の場合を別とすれば、同指令6条において規定されたデータの質に関する原則および同指令7条に列举されたデータ取扱いの正統性付与に関する原則のうちの1つに適合していなければならない。データの質が同指令6条の要件を充たしていない場合や、データの取扱いが同指令7条の要件を充たしていない場合には、同指令12条b号の、データ取扱いの不適合性を充たすこととなり、同指令12条所定の権利が認められ得る。この場合には、同指令14条1項所定の権利も認められる。なお、当初は適法であったデータ取扱いが、時の経過や取扱い目的に照らして、不適切・不当・不正確・

②⑥ 先決裁定68段。

②⑦ 先決裁定69段。

②⑧ 先決裁定70段。

過度になり、指令に適合しなくなる場合がある⁽²⁹⁾。

- ④ 1995年指令7条f号は、第三者の利益とデータ主体の利益とを比較しているが、データ主体の権利がEU基本権憲章7条・8条から生じているという権利の重要性を考慮しなければならない⁽³⁰⁾。そして、データ主体の権利に対する介入の深刻さに照らすと、検索エンジン経営者の経済的利益のみではデータの取扱いを正当化することはできない。しかしながら、検索結果からリンクを消去することが、潜在的に当該情報にアクセスし得るインターネット利用者の正統な利益に影響を及ぼす場合には、この利益と、同憲章7条・8条によるデータ主体の基本権との正当な均衡を探求しなければならない。一般的には、データ主体の権利が優位に立つといえるが、両者の均衡は、個別の場合において、情報の性質、当該情報がデータ主体の私生活に関わる程度およびこの情報入手することへの公衆の利益の大小、データ主体が公的生活において果たす役割に応じて異なり得る⁽³¹⁾。本件においては、問題となっている情報がXの私生活に深く関わっていること、記事の当初の発行から16年が経過していること、当該情報にアクセスすることについて、公衆がXの利益に優越する利益を有しているようにもみえないことから、1995年指令12条b号及び14条1項a号に基づき、Xの消去請求が認められるべきである⁽³²⁾。

3) 検討

本先決裁定は、フランス国内法自体に基づいて下された判決ではないが、1995年指令に関するものであるため、1978年法の解釈に関わり得る。同法40条は、1995年規則12条よりも広く、「自己に関する個人データが不正確であるとき、不完全であるとき、不明確であるとき、期限が切れているとき又は当該データの収集、使用、伝達若しくは保存が禁止されているとき」に消去権を認めているが、不適切・不当・過度な場合については定めを置いていな

(29) 先決裁定92～95段。

(30) 先決裁定74段。

(31) 先決裁定81段。

(32) 先決裁定98段。

いので、そのような場合にも消去権が認められるかという形で問題になる。

本先決裁定は、私生活の尊重および個人データの保護を保障する EU 基本権憲章を媒介として、データが不十分な場合や不適切な場合に消去を命じる 1995年指令12条 b号は、消去が問題になる場合を例示列挙しているにすぎないとして、同指令6条・7条に掲げられている、データが不適切・不当・過度な場合についても削除は問題になるとした。そして、当初は同指令6条・7条に合致していた情報の取扱いが、時の経過により同条に合致しなくなるという論理を認めて、同指令12条（・14条）に基づく消去権（・異議権）も認めた。

ここで留意する必要があるのは、本先決裁定が、同指令6条・7条違反の場合に消去権（・異議権）を認めたにとどまることである⁽³³⁾。元々「情報がデータ主体に損害を及ぼし得ると同人が考えている場合または同人が情報を忘れられることを欲している場合に、情報をインターネット利用者に知られたくないというデータ主体の意思を援用して」同指令12条（・14条）に基づく権利が認められるかという形で付託がなされていた⁽³⁴⁾ことに鑑みると、本判決が、あくまでも同指令6条・7条違反の問題を論じたうえで同指令12条（・14条）に基づく権利を認めたことは、やや限定的であると評価し得る。したがって、付託内容のように、「情報を忘れられることを欲している」だけで、同指令12条（・14条）に基づく権利、フランス法においては1978年法（38条・）40条の権利が認められるか否かについては、本先決裁定の射程外にあるということになろう。

(2) 欧州規則 (案)

1) 規則案の内容

一方で、EU 加盟国において直接に法的効力を有する「規則 (règlement)」

(33) この点を指摘するものとして、Laure Marino, Comment mettre en oeuvre le « droit à l'oubli » numérique ?, *D.* 2014. 1680. また、山口・前掲注(1)191頁も、同様の指摘をする。

(34) 先決裁定20段。

の制定については、2012年に「個人データの取扱いにかかる自然人の保護及び個人データの自由な移動に関する欧州議会及び欧州理事会の規則案」が公表されて以降、EU内で種々の議論がなされてきた⁽³⁵⁾。「忘れられる権利」概念の採用の当否も議論の対象の1つとなっていたが、2015年12月15日に、欧州議会・欧州理事会・欧州委員会の三者間で、規則案に関する（非公式ではあるが）最終合意がなされた。この規則案（以下「2015年規則案」という。）は2016年春に正式に採択・公布され、早ければ、2018年初頭に施行されることになる。この規則案のうち、「忘れられる権利」に関連する部分を引用すると、以下の通りである⁽³⁶⁾。

第5条 個人データの取扱いに関する原則

1. 個人データは、

- (a) 適法に、公正に、かつ、データ主体から見て透明性をもって扱われなければならない（「適法性、公正性及び透明性」）。
- (b) 特定された、明示的かつ正統な目的のために、収集されなければならない。さらに進んで、個人データを公益目的、科学及び歴史研究目的又は統計目的の達成のために取り扱うことは、第83条第1項によって、当初の目的に適合しないとはみなされない（「目的による制限」）。
- (c) 適切で、妥当で、取り扱われる目的との関係で必要なものに限定されていなければならない（「データの最小化」）。
- (d) 正確で、必要な場合には最新の情報に更新されていなければならない。不正確なデータについては、それが収集された目的を考慮したうえで、遅滞なく消去又は修正されるよう、全ての合理的な手段が講じられなければならない（「正確性」）。
- (e) データが収集された目的のために必要な期間を超過しない期間、データ

(35) 2012年以降の規則案に関する動きを整理した日本語文献としては、中西・前掲注(15)や石井・前掲注(24)がある。

(36) この規則案は、<http://www.droit-technologie.org/upload/actuality/doc/1755-1.pdf>にて公開されているものである（英語、2016年2月12日現在）。

主体の特定が可能な形式で保存されなければならない。個人データは、公益目的、歴史及び科学研究目的又は統計目的の達成のために、第83条第1項によって、データ主体の権利及び自由を保護するため、本規則により要求される適切な技術的及び組織的手段を講じることを条件として、上記期間を超えて保存され得る（「保管制限」）。

(b) 個人データの適切なセキュリティを確保するように取り扱われなければならない。セキュリティ確保には、適切な技術的又は組織的手段を用いることによる、許可されていない又は違法な取扱いからの保護及び不慮の紛失、破壊又は損傷からの保護を含む（「完全性及び秘密性」）。

2. 管理者は、第1項を遵守し、遵守していることを証明する責任を負う（「説明責任」）。

第6条 取扱いの適法性

1. 個人データの取扱いは、以下のうち少なくとも1つを充たす場合のみにおいて適法とする。

(a) データ主体が、一又は複数の特定の目的のために、自らの個人データが取り扱われることに同意した場合

(b) データ主体が当事者である契約の履行のために又は契約締結前におけるデータ主体の要求に応じる措置を講じるためにデータの取扱いが必要である場合

(c) 管理者が主体であるところの法定の義務に従うためにデータの取扱いが必要である場合

(d) データ主体又は他の自然人の生命に関する利益を保護するためにデータの取扱いが必要である場合

(e) 公益のために又は管理者に付与された公的権限の行使のために遂行される任務を履行するためにデータの取扱いが必要な場合

(f) 管理者又は第三者が追求する正統な利益のためにデータの取扱いが必要な場合。ただし、当該利益が、とりわけデータ主体が子供である場合に、個人データの保護を要請する、データ主体の利益、基本権又は自由に対して劣

後する場合にはこの限りでない。このことは、公的機関が任務の履行のために行う取扱いには適用しない。

2 a (新) (略)

3. · 3 a. (略)

第7条 同意のための要件

1. データの取扱いが同意に基づく場合において、管理者は、データ主体が自らの個人データの取扱いに同意したことを明らかにすることができる。

2. (略)

3. データ主体は、自らの同意をいつでも撤回する権利を有する。同意の撤回は、撤回以前に同意に基づいて成された取扱いの適法性に影響を及ぼさない。データ主体は、同意に先立ち、その旨を通知されるものとする。同意の撤回は、同意と同様に容易であるものとする。

4. (略)

第8条 情報社会サービスとの関係における子供の同意に適用される要件

1. 第6条第1項第a号が、情報社会サービスが子供に対して直接に提供されることに適用される場合において、16歳（加盟国の法律がより低い年齢を定めた場合には、当該年齢。ただし、13歳以下に定めることはできない。）以下の子供の個人データの取扱いは、親権者が当該同意をしたか又は許可した限りにおいて適法となるものとする。

2. 以下 (略)

第9条 特別なカテゴリの個人データの取扱い

1. 人種、民族的、政治的思想、宗教的及び哲学的信念、労働組合員資格を明らかにするような個人データの取扱いは禁止される。遺伝データ、もっぱら個人を特定するための生体認証データ又は健康若しくは性生活及び性的指向に関するデータの取扱いに関しても同様とする。

2. 第1項は、以下の場合には適用しない。

(a) データ主体が、一又は複数の目的のために自らの個人データの取扱いについて明示的に同意した場合。ただし、EU法又は加盟国の法律が、第1項に

よる禁止をデータ主体が解除することを認めていない場合は、この限りでない。

(b)以下 (略)

第17条 消去権 (「忘れられる権利」)

1. 以下のいずれかの場合において、データ主体は、管理者に対して、同人に関する個人データを、不当に遅滞することなく消去するよう求める権利を有し、管理者は、個人データを不当に遅滞することなく消去する義務を負う。

(a) 当該データが、収集された又はその他取り扱われた目的に照らして、もはや必要ではない場合

(b) データ主体が、第6条第1項第a号又は第9条第2項第a号に従った、データの取扱いの根拠となる同意を撤回したときであって、データの取扱いについてもはや他の法的基礎がない場合

(c) データ主体が、第19条第1項に従って、個人データの取扱いに異議を唱えたときであって、個人データの取扱いについてより優先する正統な根拠がない場合、又はデータ主体が第19条第2項に従って、個人データの取扱いに異議を唱えた場合

(d) 個人データが違法に取り扱われた場合

(e) EU法又は管理者が従うべき加盟国の法律における法的義務に従うために、データが消去されるべき場合

(f) データが第8条第1項にいう情報社会サービスの提供に関係して収集された場合

2 a. 管理者が個人データを公開し、かつ、第1項によって当該データを消去する義務を負う場合において、管理者は、使用可能な技術及び履行費用を考慮して、データを取り扱っている管理者に対して、データ主体が、当該個人データのコピー又は複写へのいかなるリンクについても消去するよう求めている旨を通知するよう、技術的手段を含む合理的手段を講じなければならない。

3. 第1項及び第2項は、個人データの取扱いが以下の目的のために必要な場合には、適用しない。

- (a) 表現及び情報の自由の権利を行使するため
 - (b) EU 法又は管理者が従うべき加盟国の法律が個人データの取扱いを命じる場合においてその法定の義務に従うため、又は、公益のため若しくは管理者に付与された公式の権限の行使のために遂行される任務の履行のため
 - (c) 第9条第2項第 h 号及び第 hb 号並びに第9条第4に従った、公衆衛生に関する公益のため
 - (d) 第83条第1項に従った公益目的、科学及び歴史研究目的又は統計目的を達するため。ただし、第1項の権利が、公益目的、科学及び歴史研究目的又は統計目的の達成を不可能にする又は著しく困難にする (impair) 可能性が高い場合に限る。
 - (e) 法的要求の確立、行使又は防御のため
- 第17条の a 取扱いの制限を求める権利
1. データ主体は、以下のいずれかの場合において、管理者に対して、個人データの取扱いを制限するよう求める権利を有する。
 - (a) データ主体が、データの正確性 (accuracy) について異議を申し立てているときであって、管理者が、当該データの正確性を確認するまでの間
 - (ab) データの取扱いが違法であるときであって、データ主体が当該データの消去に異議を申し立てており、代わりに、管理者による利用を制限するよう求めている場合
 - (b) 管理者が、取扱いの目的に照らして当該個人データをもはや必要としないうが、データ主体が、管理者に対して、法的要求の確立 (establishment)、行使又は防御を要求している場合
 - (c) データ主体が、第19条第1項に従って、データの取扱いに異議を唱えたが、管理者の正統な利益がデータ主体の利益に優先するか否かを確認している間
 2. 個人データの処理が第1項に従って制限された場合においては、当該データは、保管に関する例外を除き、データ主体の同意による場合、法的要求の確立、行使、防御のため、他の自然人若しくは法人の権利の保護のため、又は EU 若しくは加盟国の重大な公益に関する理由のためにのみ取り扱われ

得る。

3. 第1項に従ってデータの取扱いを制限させたデータ主体は、当該取扱いの制限が解除される前に、管理者からその旨通知を受けるものとする。

第19条 異議権

1. データ主体は、同人の個別の状況を根拠として、自己に関する個人データの第6条第1項第e号及び第f号に基づく取扱い（これらの規定に基づくプロファイリングを含む。）に対して、いつでも異議を申し立てる権利を有する。管理者が、データを取り扱う又は法的要求を確立、行使若しくは防御することについて、データ主体の利益、権利、自由に優先する正統で止むに止まれぬ根拠を証明しないかぎり、当該個人データをもはや扱うことはできない。

2. 個人データがダイレクトマーケティング目的のために取り扱われる場合、データ主体は、自己に関する個人データが当該マーケティングのために取り扱われること（当該ダイレクトマーケティングに係る範囲におけるプロファイリングを含む。）に対して、いつでも異議を申し立てる権利を有する。

2 a. データ主体がダイレクトマーケティング目的における取扱いに異議を申し立てた場合は、個人データは、もはや当該目的のためには取り扱われ得ない。

2 b (新). 遅くともデータ主体との最初の連絡の時には、第1項及び第2項に示された権利が明示的にデータ主体の注意を引くものとなるようにし、明確に及び他のいかなる情報からも区別されて提示されるものとする。

2 b. 情報社会サービスに関する場合には、指令2002/58/ECにかかわらず、データ主体は、自己の異議権を、技術仕様をもって自動化された手段によって行使することができる。

2 aa. 個人データが、第83条第1項に従った科学及び歴史研究目的又は統計目的のために取り扱われる場合には、データ主体は、同人の個別の状況を根拠として、自己に関する個人データの取扱いに異議を申し立てる権利を有する。ただし、データの取扱いが、公益による理由のために遂行される任務の履行のために必要な場合は、この限りでない。

2) 検討

2015年規則案17条1項によると、個人データを「忘れられる権利」が認められるのは、(a)当該データが、収集された又はその他取り扱われた目的に照らしてもはや必要ではない場合、(b)データ主体が、データの取扱いの根拠となる同意を撤回したときであって、データの取扱いについてもはや他の法的基礎がない場合、(c)データ主体が、同規則案19条1項に従って、個人データの取扱いに異議を唱えたときであって、個人データの取扱いについてより優先する正統な根拠がない場合、又はデータ主体が同規則案19条2項に従って、個人データの取扱いに異議を唱えた場合、(d)個人データが違法に取り扱われた場合、(e)EU法又は管理者が従うべき加盟国の法律における法的義務に従うために、データが消去されるべき場合、(f)データが同規則案8条1項にいう情報社会サービスの提供に関係して収集された場合である。フランスの1978年法は、(a)、(c)、(d)については、ほぼこれらに対応する形で、既に消去請求を認める規定を置いている。同法と大きく異なるのは、(b)・(f)についてである⁽³⁷⁾。2015年規則案7条3項によると、データ取扱いのための同意は、いつでも撤回することができる。同規則案17条1項b号は同意の撤回を「忘れられる権利」の要件として定めているところ、この要件はいつでも充たされ得ることになる。そして、同意以外の法的根拠がなければ、「忘れられる権利」は認められることになる⁽³⁸⁾。また、(f)は、16歳（加盟国の法律によって13歳まで引き下げ可能）以下の子供がSNS等に対して個人データの取扱いに同意した場合には、原則として「忘れられる権利」を行使可能とするものであって、同意の撤回すら要しない規定ぶりになっている。

二
一

⁽³⁷⁾ 宮下・前掲注(1)37頁以下は、1995年指令と2012年当時の規則案との相違点として、同意の撤回が忘れられる権利の要件の1つになっていることを指摘しており、50頁以下において、その撤回がいつでも可能になっていることを指摘している。2015年規則案においても、この点は維持されたことになる。

⁽³⁸⁾ この点を指摘するものとして、Boizard, *op. cit.*, pp. 54 et s.

(3) 「デジタル共和国のための法律案」

一方、フランス国内法についても、欧州規則案の動向をにらみつつ、1978年法改正に向けた動きがみられる。すなわち、「デジタル共和国 (République numérique) のための法律案⁽³⁹⁾」と称した法律案が、2016年1月26日に国民議会で可決され、元老院に回付されている。その第2部第2章は、「オンラインにおける私生活の保護」と題され、その第1節は「個人データの保護」と題されている。そして、元老院回付案26条において、1978年法1条に、「あらゆる人は、この法律によって定められる要件の下において、自らの個人データについてなされる使用について決定し、当該使用をコントロールする権利を有する。」という一文を追加することとしている⁽⁴⁰⁾。さらに、32条は、未成年者について「忘れられる権利」を定めている。すなわち、1978年法40条に、「取扱管理者は、データ主体の請求に基づき、データ主体が収集時に未成年者であった時に情報社会サービスの提供の範囲内において収集された個人データを、遅滞なく消去する義務を負う。(…略…)」という条文を追加することを提案している⁽⁴¹⁾。

(39) *Projet de loi pour une République numérique*. 元老院回付案は <http://www.senat.fr/leg/pjl15-325.pdf> にて参照可能である (2016年2月12日現在)。

(40) なお、同法案が国民議会に提出された際の理由説明 (<http://www.assemblee-nationale.fr/14/pdf/projets/pl3318.pdf>, 2016年2月12日閲覧) においては、「自らのデータの自由な処分に対する権利」の言い換えとして、条文の表現が用いられている (pp. 17-18)。この表現は、そのままではないにせよ、民法典544条の所有権の定義 (法律又は規則により禁止された用法でないかぎり、ものを最も絶対的な仕方 enjoyment 処分する権利) を連想させる。なお、個人データの所有権を認める見解として、Zenati-Castaing et Revet, *op. cit.*, n° 377, pp. 322-323がある。

(41) なお、「忘れられる権利」との関係でさらに興味深いのは、同条において、死後の個人データに関する規定が置かれていることである。SNSにアカウントを残したまま死亡した場合に、当該アカウントに結びつけて公開されていた情報をどうするのかという問題は、近時我が国でも問題になっており、フランス法の規律は参考になり得るものと考えられる。しかし、本稿において検討する余裕はないので、この点については、別稿での検討を期したい。

4 分析

(1) 対象となる情報

フランス法においても、「忘れられる権利」について、その射程を精確に定める規定はない以上、「忘れられる権利」の根拠を何に求めるかによって、忘れられる権利の射程は異なってきた。

上述の通り、フランス法における「忘れられる権利」の根拠については、伝統的に、消滅時効の考え方を背景としつつも、実質的には、「私生活の尊重」であるとされてきた。とすれば、当該情報が「私生活」に関するものと評価し得ないかぎり、「忘れられる権利」は発動しないということになる。これに関して、一度公開された情報が「私生活」に含まれるのか否かには、上述の通り議論がある。

自ら公表した情報であっても、一定期間が経過すれば、民法典9条を実質的根拠として、忘れられる権利の発動が認められ得る—私生活に対する権利が公表によって必ずしも消尽しない—点は、フランス法における「忘れられる権利」の射程にも関わってきたといえる。

1978年法や2015年規則案は、収集・取扱いの目的達成に必要な期間を経過すれば、既に公開されていたか否かを問題とせず、忘れられる権利が発動する一応の可能性を認めている。このことについては、フランス法の伝統的な立場の延長線上で説明しようとするならば、私生活が公開されても、それだけでは私生活の領域から外れるわけではない、私生活の尊重の一環として、公開情報についても消去の可能性を認め得るということになろうと考えられる。しかし、1978年法や2015年規則案自体は、「私生活」に関する情報のみを問題としているわけではない。そこで、「公的生活」に関する情報も、一応は消去の対象にはなり得ることになる。実際、1978年法や2015年規則案の「個人データ」の定義は、「公的生活」に関する情報を排除するものにはなっていない。

このように、情報が私生活に関するものか公的生活に関するものかという区別は、1978年法等、「忘れられる権利」の根拠になり得る別の規範が存在

する今日においては、決定的な意味を持たなくはなっているといえる(ただし、同法38条1項の「正統な理由」を基礎付ける根拠の1つが私生活の侵害であることには留意を要する)。

(2) 行使が認められる場合

一方で、いかなる状況において「忘れられる権利」の行使が認められ得るのかについては、1978年法に比して、2015年規則案はかなり広い射程をもっているといえる。

というのは、1978年法のように、情報の正確性・適切性等や収集・取扱いの目的の範囲内か否かが問題となっているかぎりにおいては、自己の当初の許諾が実質的に及んでいない私生活または自己情報の使用をやめさせる権利として「忘れられる権利」を観念し得ないわけではない。欧州司法裁判所の2014年先決裁定も、データの質や取扱いの適法性に関する1995年指令6条・7条違反を前提として消去権・異議権を認めているので、この範疇に含まれるものと理解し得る。

これに対して、2015年規則案17条は、ここからさらに一步を進めるものといえる。すなわち、情報が正確であっても、また、収集・取扱いの目的を逸脱していない場合でも、個人データの取扱いに関する同意を撤回することによって、または、公正な目的のための処理であることに異議を唱えることによって、「忘れられる権利」の行使は時期を問わず可能になり得る。さらに、幼少期に収集された情報については、直ちに「忘れられる権利」を行使することができることになる(このことは、現在の「デジタル共和国」法案において明示的に認められている)。ここに至っては、当初の許諾通りに情報が公開されている場合であっても、その消去を要求できるのだから、一度決めた情報のあり方に反する態様を差し止めるというのではなく、自ら情報のあり方を再決定できる権限が与えられているということになる。

もっとも、上述の通り、フランス法は、著作物に関しては、元々、利用権の譲渡に関する「同意の撤回」を、いつでも認める可能性を包含していた。

しかも、損害賠償を条件としてではあるが、権利濫用が問題にならないかぎり、表現の自由との調整すらせずに著作物を撤回できることを認めている。このことと、個人データについては、撤回できない場合があることを認めることに整合性が取れているのか、問題とし得ないわけではない。

第3章 日本法における「忘れられる権利」

1 日本法における「忘れられる権利」に関する議論状況

翻って、日本法において、「忘れられる権利」が語られるようになったのは、最近のことである。そこでは、上述のように「忘れられる権利」に肯定的な（フランス法も含めた）EU法の状況と、「忘れられる権利」に否定的なアメリカ法の状況が比較紹介される⁽⁴²⁾。では、大陸法で認められている「忘れられる権利」は、我が国において必要な概念なのか。この問題を検討するにあたっては、我が国の学説・裁判例が、個人データに関して、いかなる場合に、いかなる対応を認めているのかを整理する必要がある。もっとも、ある個人データの摘示が名誉毀損を構成する場合に、表現の自由との関係で一定の制約はあるものの、当該情報の流通の差止めが認められ得ることは確かである。そこで、以下では、プライバシーに関する我が国の学説・裁判例⁽⁴³⁾、そして個人情報保護法制の状況を整理することとする。

(1) プライヴァシーに関する学説・裁判例

我が国におけるプライバシーの定義もまた、フランスにおける「私生活」の定義と同じく多義的であるが、ここでは、2つの立場を取り上げることにする⁽⁴⁴⁾。

(42) 宮下・前掲注(1)29頁。

(43) 日本法における不法行為法と「忘れられる権利」との関係を整理した近時の論稿として、上机美穂「不法行為法と『忘れられる権利』」奥田編・前掲注(1)がある。

(44) プライヴァシーについての2つの側面を並列的に説明するものとして、たとえば、潮見佳男『不法行為法Ⅰ』（信山社・第2版・2009年）196頁以下。日本法におけるプライ

a) 平穩生活権としてのプライバシー

日本においては、当初、アメリカ法の影響を受けて、「1人にしてもらう」権利としてのプライバシーの保護が主張された。この側面におけるプライバシーを正面から取り上げたものとして注目されたのが、「宴のあと」事件東京地裁判決⁽⁴⁵⁾である。同判決がプライバシー（侵害）の要件として掲げたのは、①私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること、②一般人の感受性を基準にして当該私人の立場に立った場合公開を欲しないであろうと認められることがらであること、換言すれば一般人の感覚を基準として公開されることによって心理的な負担、不安を覚えるであろうと認められることがらであること、③一般の人々に未だ知られていないことがらであることを必要とし、このような公開によって当該私人が実際に不快、不安の念を覚えたことであった。この基準によるかぎり、既に公開されて、公衆の知るところとなっている情報がプライバシーによって保護されることはない。

もっとも、前科照会事件最高裁判決⁽⁴⁶⁾は、「前科及び犯罪経歴（以下「前科等」という。）は人の名誉、信用に直接にかかわる事項であり、前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」として、公開の法廷において明らかにされる類の情報であっても、法的な保護に値することを認めている。また、ノンフィクション「逆転」事件最高裁判決⁽⁴⁷⁾は、前科照会事件最高裁判決の上記引用部分を引用しつつ、「その者が有罪判決を受けた後あるいは服役を終えた後においては、一市民として社会に復帰することが期待されるのであるから、その者は、前科等にかかわる事実の公表によって、新しく形成している社会生活の平穩を害されその

ヴァシー概念およびそれに関する法の展開について、外国法の影響に言及しつつ整理した近時の論稿として、堀部政男「情報通信の進退とプライバシー・個人情報保護の展開」同編・前掲注(1)を参照。

(45) 東京地判昭和39年9月28日下民集15巻9号2317頁。

(46) 最判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁。

(47) 最判平成6年2月8日民集48巻2号149頁。

更生を妨げられない利益を有するというべきである。」とも述べたうえ、刑事事件や裁判から前科等の公表までに12年余り経過しており、その間、本人が「社会復帰に努め、新たな生活環境を形成していたこと」、「地元を離れて大都会の中で無名の一市民として生活していた」ことを、「前科に関わる事実を公表されないこと」が「法的保護に値する」か否か判断するにあたっての考慮要素としている。

これらの判決が、平穩生活権としてのプライバシーを問題にしたものと評価し得るか、後述の自己情報コントロール権としてのプライバシーを問題にしたものと評価し得るかについては議論があり得るが、一度公衆の知るところとなった情報であっても、時の経過によって、秘匿を正当化し得る情報になり得ることを我が国の判例は認めているといえる。

b) 自己情報コントロール権としてのプライバシー

一方で、情報社会が進展するにつれ、自己情報コントロール権としてのプライバシーが主張されるようになった。プライバシーについてこの側面を強調する見解に立つ代表的論者とされる佐藤教授によると、プライバシーの権利とは、「個人が道徳的自律の存在として、自ら善であると判断する目的を追求して、他者とコミュニケーションし、自己の存在にかかわる情報を開示する範囲を選択できる権利⁽⁴⁸⁾」と定義される。佐藤教授は、プライバシーの権利をこのように定義したうえで、「個人の道徳的自律の存在に直接かかわらない外的事項に関する個別的情報」も、「個人の知らないままに集積され、オンラインで結ばれたりして様々な利用対象とされるとき、個人の道徳的自律の存在を脅かす可能性が生じる⁽⁴⁹⁾」として、広く個人情報をプライバシーの権利に関わるとする。

自己情報コントロール権の側面からプライバシーを把握する場合には、情報が公的なものか私的なものかは必ずしも問題とはならない。まして、本人が公開したか否かが、プライバシー該当性に影響を与えることもない。

(48) 佐藤幸治『日本国憲法論』(成文堂・2011年)182頁。

(49) 佐藤・前掲注(48)184頁。

もっとも、プライバシーをこのように捉えたからといって、我が国の学説が、自己情報コントロール権に基づいて「忘れられる権利」を認め得ると考えているのか否か、認め得るとしてもいかなる範囲で認め得ると考えているのかは、必ずしも明らかではない。というのは、自己情報コントロール権は、場合によっては情報の訂正・消去を求める権利と定義されつつも、自己情報コントロール権としてのプライバシーに結びつけて語られてきたのは、一般的には、情報主体が利用許諾していない情報の消去・利用制限⁽⁵⁰⁾や、許諾はしているものの、その情報が不正確な場合の訂正・消去であって、情報主体が利用を許諾した正確な情報について、後に情報主体の意思に反することをもって直ちに情報の消去や利用制限を認めるということにまでは言及してきてはいないからである。

(2) 個人情報保護法制

個人情報保護法制に関しては、平成27年改正個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）により、個人データの利用停止・消去等に関する規定が設けられている。

① 利用目的による制限に違反して取り扱われている場合・取得方法の制限に違反して取得された個人データの利用停止・消去等

平成27年改正個人情報保護法30条は、利用目的による制限（16条）に違反して取り扱われている個人データや取得方法の制限（17条）に違反して取得された個人データの利用の停止又は消去を請求する権利を認めた。改正前27条は、これらの制限違反の場合の利用停止・消去義務を認めていたが、本人に請求権があることを明文で定めてはいなかった。今後は、利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱い（16条1項違反）や偽りその他不正の手段による個人データの取得（17条1項違反、なお要配慮個人情報の取得につき17条

(50) 個人情報を開示することについて、本人の同意を得る手続を執らなかった点をもってプライバシー侵害を認定している早稲田大学江沢民主席講演会名簿提出事件最高裁判決（最判平成15年9月12日民集57巻8号973頁）は、このタイプの事案であるといえる。

2項参照。)の場合には、明文によって個人データの利用停止・消去請求権が認められることになる⁽⁵¹⁾。

② 不要となった個人データの消去

平成27年改正個人情報保護法19条は、「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」として、個人情報取扱事業者に対して、不要なデータの消去を求めている。立案担当者の解説によれば、「情報通信技術の進展に伴い、安価で簡単に膨大な量の情報が保有し続けられる現状に対し、個人情報の本人には、自らが提供した個人情報、不要となった後も保有され続けるのではないかとの不安の高まりがあったことから」規定されたものである⁽⁵²⁾。ただし、この義務は努力義務であって、まして、個人データにかかる本人に、不要となったデータの消去請求権を認めるものではない(改正法28～34条対照)。

2 分析

以上のフランス法・EU法、そして日本法における議論状況に鑑みると、「忘れられる権利」が問題とされる場面は、対検索エンジンやSNSに限定しても、少なくとも、以下の4つの場面に整理することができる。

第1に、名誉毀損が問題になり得る場合がある。この場合には、フランスでは、伝統的には、民法典9条に基づく差止請求、今日では1978年法38条による請求が考えられる。我が国においても、名誉権に基づく差止請求が考えられる⁽⁵³⁾。

(51) 瓜生和久編著『一問一答平成27年改正個人情報保護法』(商事法務・2015年)98頁以下。

(52) 瓜生編・前掲注(51)『一問一答平成27年改正個人情報保護法』66頁。

(53) 特に、知的財産法の領域においては、実際に権利侵害を行っている者以外の者を規範的に権利侵害者と捉える法理(いわゆる「カラオケ法理」)が展開されているし、特許法(101条)では間接侵害者も明文で規定されているところである。これらの議論・法制度を参照することによって、検索エンジン運営者に対する消去等請求を名誉毀損やプライバシー侵害によって根拠づけることは、不可能ではないと考えられる。

第2に、私生活に関する情報については、平穩生活権としてのプライバシー侵害が問題になり得る場合がある。この場合には、フランスでは、やはり民法典9条や1978年法38条・40条によってカバーされる。我が国においても、プライバシー侵害に関する法理によって対処が図られてきたところである⁽⁵⁴⁾。なお、前科の扱いに鑑みれば、一度私生活に関する事実又は公的生活に関する事実が他人によって適法に公表された後、時の経過によって私事性を回復又は獲得した場合には、この類型に従って(も)処理されることになるだろう。

第3に、私生活に関する情報が否かを問わず、自己情報コントロール権としてのプライバシー侵害(のみ)が問題になり得る場合がある。すなわち、自己に関する情報について、他者が保持することを一度許諾したものの、当該他者が当初の許諾の範囲を超えて公開しているという場合がある。この場合には、フランスでは、1978年法40条によって消去請求が認められる。我が国においても、「自己情報コントロール権」という観点からのプライバシー侵害を問題とする余地があるほか、平成27年改正個人情報保護法30条の利用停止請求権を行使し得る⁽⁵⁵⁾。

第4に、第1から第3までのいずれにも該当しない場合があり得る。すなわち、自己情報コントロール権侵害は、一般的には、一定の時点におけるデータ主体の意思決定に反するデータの取扱いに関して問題になり得る⁽⁵⁶⁾ところ、そのような場合ではないが、データの公開を止めたいという場合、名誉毀損や平穩生活権としてのプライバシー侵害も成立しないという場合である。この場合は大きく2つに分けられる。①本人がデータの公表を許諾していたか、自ら公表していた場合と、②本人による許諾や公表はないが、当

54 検索結果の非表示措置請求を、「一応は」プライバシー権の判断枠組みにおいて捉えることができると指摘するものとして、曾我部真裕=林秀弥=栗田昌裕『情報法概説』(弘文堂・2016年)295頁[栗田昌裕]。

55 個人情報当初目的に照らして不必要となった場合もこの範囲に含めることはあり得る。

56 なお、個人データの内容が事実でないときについては、訂正・追加・消去請求権が平成27年改正法29条において認められるに至っている。

初は法律上の根拠に基づいて適法に公表され、今日においても私事性を回復していないが、当該根拠が時の経過によって失われている場合とである。

①の場合について、フランスでは、自ら公表・公表許諾したからといって直ちに私生活性を失うわけではないとして、民法典9条による差止めが問題になり得よう1978年法38条・40条も問題になり得る。また、2015年規則案が成立すれば、同規則案17条1項b号またはf号によって、いつでも忘れられる権利を行使する可能性が認められ得ることになる。これに対して、我が国では、個人情報保護法はこの場合について規律を置いておらず、また、自己情報コントロール権としてのプライバシーを根拠に差止めが認められるのかは明らかではない。さらに、平穩生活権としてのプライバシーを根拠とする差止めについても、おそらくは否定的に解釈されるのではないだろうか。というのは、公表によって人々の知るところとなればプライバシー該当性が否定されるうえ、②の場合と異なり、一度自ら公表・公表許諾している事柄について、時の経過を理由に「人々に未だ知られていない」という要件を実質的に充足するものと捉えることにも消極的な立場が採られるのではないかと考えられるからである。

②の場合については、フランスでは、1978年法、2015年規則案の成立後は同規則案17条1項a号、c号、またはd号の定める「忘れられる権利」の要件を充足するか否かの問題となる。この場合には、元々、本人の同意に基づいてではなく、他の何らかの法律上の根拠に基づいて保有が正当化されている場合であるため、本人が情報の公開を望まなくなれば即「忘れられる権利」を行使できるということにはならない。しかし、同規則案17条1項e号の「違法」には、同規則案5条1項のデータの質に関する規定（とりわけc号）に違反している場合も含まれると考えられるので、要件を充足する場合はかなり広がるであろう。これに対して、我が国では、平成27年改正個人情報保護法は、19条で不必要となったデータの消去義務（2015年規則案であれば17条1項a号）を努力義務として認めているにすぎない。この点は、フランスと我が国とでは大きく異なることになる。

このことから、フランス法と日本法との違いを認め得るとすると、おおよそ以下の2点に集約される。そして、フランス法から示唆を得るかぎりにおいて、我が国において「忘れられる権利」が認められる情報および状況を論じるにつき、既存の法理・法制との関係で、独自の意味があるとするれば、この2点になるものと考えられる。

- ① 自ら公表・公表許諾をした場合に、私事性の残存または回復を理由に、平穩生活権としてのプライバシー侵害に基づいて情報の消去等請求を認めるか否か（フランス民法典9条（・1987年法および2015年規則案）との対照）
- ② 自ら公表、公表の許諾をした場合も含め、適法に公開され、未だ私事性を回復又は獲得していない情報について、自己情報コントロール権（または「忘れられる権利」）に基づいて、当該情報の公開が本人の意思に反することを理由として情報の消去等請求を認めるか否か（フランス1978年法および2015年規則案との対照）

これらを認めるべきか否かは、別途検討すべき問題である。また、仮に認めるべきだとの判断に至るとしても、「忘れられる権利」という我が国においては未だ目新しい概念を介することによって本稿のような整理を行いつつ、実際の保護の拡張はプライバシーに関する法理の枠内で行うことも十分に考えられよう。逆に、いずれの点も認めないのであれば、「忘れられる権利」概念を導入せずとも、既存の名誉毀損・プライバシー侵害法理のみで対応することも、十分に考えられることである。実際、我が国で「忘れられる権利」と結びつけて議論されている事件の多くは、今のところ、名誉毀損又はプライバシー侵害の成否の問題に帰着している⁽⁵⁷⁾。

(57) グーグルサジェスト削除請求等事件（第1審判決：東京地判平成25年4月15日判例集未登載、控訴審判決：東京高判平成26年1月15日判例集未登載。原告代理人による事例報告として、富田寛之＝高橋未紗「グーグルサジェスト削除請求等事件—サジェスト機能と『忘れられる権利』」奥田編・前掲注(1)を参照。）、ヤフー検索結果削除請求事件（第1審判決：京都地判平成26年8月7日判時2264号79頁、控訴審判決：大阪高判平成27年2月18日D1-Law.com28230863。原告代理人による事例報告として、島崎哲朗「ヤフー検索結果削除請求事件—名誉棄損、プライバシー侵害の法的責任を問う」奥田編・前掲注(1)を参照。）等。もっとも、検索エンジン運営者やSNS運営者は名誉毀損やプライバ

第4章 結びに代えて

以上の検討から、日本法において、スローガンを超えて実質的に「忘れられる権利」概念を論じる必要があるとすれば、それは、以下の場合に限られるといえる。第1に、本稿では詳論しなかった、検索エンジンが名誉毀損やプライバシー侵害の主体になり得るかという問題について、なり得ないとの結論を導いたうえで、にもかかわらず検索エンジンに対して個人データの消去等を求めようとする場合。第2に、名誉毀損もプライバシー侵害も問題にならない場合に、データ主体の「消去して欲しい」という意思を尊重しようとする場合。

本稿で検討した第2の場合について、我が国においても「忘れられる権利」を認めるべきか否かは、本稿では未だ論じ得なかった問題であるうえ、日仏両国の議論状況の検討もごく簡単にとどまってしまっており、更なる検討を要することはいうまでもない。そこで、これらの点については、別稿での検討を期すこととするが、ここでは、1点についてのみ言及しておくこととしたい。

すなわち、「忘れられる権利」を広く認めた場合には、各人が、自らの望む人物像をいかようにでもコントロールすることができるようになる。つまり、実在の「私」とは異なる「私」を作り出すことができることになる。もちろん、自己にとって都合の悪い情報を秘匿し続けられている間は、実在の「私」とは異なる「私」を作り出すことができるし、そもそもこれを止めることはできない。しかし、一度公衆が知るところとなった情報について、自己にとって都合が悪いので可能な限り抹消するということまで認めて良いかは、「私」に関する情報を私自身がコントロールすることを当然のこととみるか、「私」に関する情報であれ公共財なのだとみるかによって、評価が異

ァシー侵害の主体にはなり得ないと考えたうえで、それでもなお検索エンジン運営者に対して情報の消去等を要求したいということになれば、本文の第4②と同様に考えることになるであろう。

なり得るようにも考えられる。フランスでは、一度公に出した情報を、自分の意に反することを理由に撤回することは、著作物の修正・撤回権の範囲では、以前から肯定されている。しかし、それを個人データ一般に拡張しようとしていることが、適切なかの否か。本来の「私」と異なる「私」に関する情報を保護するか否かという面からみれば、虚名の保護の当否にも通ずる問題である。一方で、情報が、当該人物を社会の一員としてどう把握するかを判断する重要な役割を果たしているという側面を考慮するとき、本来の「私」と異なる「私」を「実在」の「私」に修正する自由⁽⁵⁸⁾は認められるとしても、「実在」の「私」とは異なる、私にとって都合の良い「私」を作る自由を認めて良いかの否か。最終的には、問題となっているのがどのような情報なのか、どのような人物なのか等、個別具体的な事情を考慮して、その自由の行使を認めるか否かを決することになり得よう。しかし、「忘れられる権利」に関する議論は、一般論として、そもそも「私」の情報を「私」の都合でコントロールし得る可能性を当然のことと認めるか否かを再考させる1つの契機になっているように思われる。

※ 本稿は、平成25～27年度科学研究費補助金・若手研究（B）「個人情報の私法上の保護に関する一般法理の研究」（25870341）の研究成果の一部である。

(58) フランス法における「自己像の同一性に対する権利」に関する議論は、この自由に関するものであると考えられる。この議論に関しては、内野・前掲注(10)、曾我部真裕『「自己像の同一性に対する権利」について』論叢167巻6号（2010年）1頁等を参照。